

生活について

本校の生活指導は、「自ら自己の進路を開拓し実現していく」という視点から、社会性を身につけることに重点を置いて指導します。

【重点目標】

- 1 基本的生活習慣の確立
時間の自己管理，身だしなみ及び挨拶の励行を徹底する。
- 2 規範意識の醸成
集団での生活であることを意識し，互いの個性を尊重し合い，義務や責任感を大切にする。
公共のマナーやルール，学校のきまりを遵守する。
- 3 学校全体の活性化
学校行事，部活動，生徒会活動等の充実を図り，学校の活性化を図る。
特に部活動への加入を奨励する。
- 4 学習および生活環境の整備
安全への意識を高め，学習および生活環境を整え，安心して学校生活が送れるように努める。

生活のきまり

- 1 登校から下校まで
 - ① 午前8時25分までに登校する。
 - ② 本校はノーチャイム・ノー放送制であるので，常に時間の自己管理を行い，時間厳守を心がけ，連絡事項は各自が掲示板で確認すること。
 - ③ 登校後の無断外出は認めない。やむを得ない理由で外出する場合は，ホームルーム担任に願い出て許可を受けること。
 - ④ 一般生徒(部活動・委員会等以外)の最終下校時刻は 16 時 50 分とする。部活動等の顧問が付く場合は，顧問の指示に従って活動・下校をすること。
- 2 通学
 - ① 学校へ届出をした通学経路で通学すること。
 - ② 自転車通学は，届出制とする。自転車通学を希望する者は所定の手続きを経て許可を受け，登録ステッカーを自転車に貼ること。(都条例により損害賠償保険への加入が必要)
 - ③ 自転車通学者は，交通法規を遵守し交通安全に留意して運転すること。安全のため極力ヘルメットを着用すること。
 - ④ 自動車、バイク（原付を含む）、キックボード等での通学は、同乗も含めて禁止する。
(ただし、ケガ、病気等の理由で保護者が送迎する場合は除く。)

3 身だしなみ

本校生徒として、「社会性」、「進路実現」を常に念頭に置き、清潔感と明朗さを心がけ、服装や頭髪等を整える。

① 服装

制服規定に基づいて登下校時も含めて正しく着用すること。

《制服規定》

- ・ 4月1日～5月31日の間と10月1日～3月31日の間は、通常服(春秋冬服)とする。
- ・ 6月1日～9月30日の間は、夏季服とする。ただし、6月1日及び9月30日の前後2週間程度は、移行期間とし、通常服、夏季服どちらの着用も認める。
- ・ 期間にかかわらず、式典や校外行事等の学校が指定する日は、通常服着用とする。

	通常服(春秋冬服)	夏季服
上 着	指定のブレザーを必ず着用のこと。	着用しなくてよい。着用する場合は、指定のブレザーを着用のこと。
ズボン スカート	指定のスカートまたはズボン。	通常服と同様。
シャツ	白色無地の Y シャツ型。	通常服と同様。
ネクタイ リボン	指定のものを必ず着用のこと。 ネクタイまたはリボン。	着用しなくて良い。ただしブレザーを着用の場合は、通常服と同様。
靴 下	特に指定しないが、制服・学校生活にふさわしいものを着用すること。	通常服と同様。
ポロシャツ	着用を認めない。	指定されたものを着用すること。

- ・ ベスト・セーター・カーディガン等の着用

寒い時は、ブレザーの下にカーディガン、セーター、ベストの着用を認める。

(ただし、ブレザーは常に着用のこと。)

カーディガン、セーター、ベストの色は、白、黒、濃紺、グレー、茶、ベージュの V ネックの無地とする。また、スウェット生地、ラインや編み込みのあるものは不可とする。

- ・ スカート丈は、膝中心を基準とする。また、切るなどの加工はしないこと。
- ・ ネクタイ・リボンは第 1 ボタンが隠れるように着用すること。

② 頭髪

パーマ、染色等の加工は禁止する。

③ 化粧

禁止する。(マニキュア、カラーリップクリーム等も含む)

④ 装飾品

ピアス、イヤリング、指輪、ネックレス等は、禁止する。また、その他制服にふさわしくないものも使用しない。

4 持ち物

① カバン

特に指定しないが、学校生活に適したものとする。

② スマートフォン・携帯電話

授業中(授業担当教員が認めた場合はその限りでない)、集会中、考査中の使用は禁止する(電源を切りカバンにしまう)。他は、時と場合を考えて使用すること。

③ 貴重品

現金を含めて貴重品は学校へ極力持ってこないようにする。貴重品管理は、各自の責任で行い、場合によっては教員の指示に従うこと。

④ 生徒手帳

いつでも確認できるようにしておくこと。

⑤ その他

学校生活に不必要なものは持ち込まない。

5 施設設備等の使用について

① 施設設備を利用した場合は、きちんともとの状態に戻し、清掃を行い、ゴミは定められた場所へ捨てること。

② 校舎内では上履きを、体育館では体育館履きを必ず使用すること。

③ ガラス、施設、用具等を破損したときは、直ちに担任、部活動顧問等を通じて生活指導部に届け出て、原則として実費を弁償すること。

④ 更衣は、体育館更衣室または指定された場所で行うこと。

⑤ 飲食は、時と場所をわきまえて行うこと。歩きながらの飲食は厳に慎むこと。

6 集会・掲示物

集会・掲示物は、生活指導部へ届け出る。ただし、営利目的、人権を侵害するものは認めない。

7 アルバイト

アルバイトは、学業や部活動等の学校生活に支障をきたす恐れがあるので、原則禁止とする。

ただしやむを得ない事情がある場合は、アルバイトを承認することもある。

8 特別指導

法令に違反する行為、生命や健康の危険・人権を侵害する行為、反社会的・非社会的な行為、学校の秩序を乱す行為は、特別指導の対象とする。

【指導項目】

飲酒(ノンアルコール飲料含む)、喫煙(電子タバコ含む)、薬物使用、バイク・自動車・キックボード登校、窃盗・万引き、暴言、暴力、いじめ、恐喝、考査不正行為(カンニング等)、不正乗車、無断外出、器物破損、インターネット(SNS等)の不正使用・不当な書き込み、その他指導が必要と思われる行為